

横浜市分区園管理運営要綱

制 定 昭和61年4月6日 局長決裁
最近改正 令和6年3月18日環創総第987号 局長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、横浜市の分区園の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用希望者の資格)

第2条 使用希望者は、横浜市内に住所を有しなければならない。

(募 集)

第3条 分区園の募集期間は、毎年2月1日から2月20日までの期間に行う。

(申込み)

第4条 使用希望者は、前条に定める期間内に往復ハガキで、公園名、住所、氏名、年齢、電話番号等を記入のうえ、申込みを行うものとする。

2 申込みは同一世帯で1人又は1グループで1人限りとする。

(使用者の決定及び使用手続き)

第5条 申込みのあった使用希望者のなかから、抽選により使用者及び区画を決定し、本人に通知するものとする。

2 前項の規定により抽選を行う場合において、使用希望者が当該分区園の区画数を超えるときは、一割相当の補欠者の順位を決定しておくものとする。

3 第1項により当選した者は、別途指定する期日までに「分区園利用許可申請書」により使用手続きを行うものとする。

(使用料)

第6条 使用者は、年間使用料として、横浜市公園条例に定める利用料金を前納するものとする。

(使用期間)

第7条 使用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、使用者は、期間終了までに各々の区画を整理し、原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者の希望により、1年間に限り使用期間を延長することができる。

(開場時間)

第8条 開場時間は、日の出から日没までとする。

(利用者管理)

第9条 分区園を使用する者は、分区園内の除草・清掃等の日常管理を行い、常に清潔にしておかななければならない。

(禁止行為)

第10条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 分区園に工作物を設置すること。
- (2) 分区園を営利の目的に使用すること。
- (3) 第三者に貸与すること。
- (4) その他分区園の管理上支障となる行為をすること。

(栽培作物の範囲等)

第11条 栽培できる作物の範囲は、野菜・花、その他のもので、使用期間内に栽培が終了する作物に限定する。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、分区園施設等に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損失補償)

第13条 分区園の栽培作物及び使用者の物品の損失については、理由のいかんにかかわらず補償しないものとする。

(使用の取消)

第14条 次の各号に該当するときは、使用を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用取消の申出をしたとき。
- (2) 第10条(禁止行為)各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) 分区園の設置の目的に反する使用をしたとき。
- (4) 長時間にわたり栽培等がなされないとき。
- (5) その他管理上必要と認められるとき。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りでない。

- (1) 天災等により使用できなくなった場合。
- (2) 公園管理上の理由で使用できなくなった場合。
- (3) その他使用者の責めに帰すことができない事由によって使用できなくなった場合。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、分区園の管理及び運営に関し必要な事項はみどり環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。